

元市職員の逮捕事件に係る判決について

元当市職員であります、亘理義政（わたり よしまさ）の逮捕事件に係る判決について、お知らせいたします。

判決は、本日、午前 10 時から盛岡地方裁判所で行われた公判にて申し渡されたところであります。

その内容は、去る 5 月 8 日に行われた公判で検察から示された、懲役 1 年 6 か月、追徴金 30 万円との求刑に対し、懲役 1 年 6 か月、追徴金 30 万円、執行猶予 3 年とのことであります。

市といたしましては、このたびの不祥事の重大性をしっかりと肝に銘じ、市議会からいただいた申入れ等を踏まえつつ、市独自に策定した業務改善策を講じながら、引き続き、外部の有識者から成る第三者委員会において検証を進めるなど、今後とも、全庁を挙げて再発防止に取り組み、市政に対する市民の皆様からの信頼回復に、全力で取り組んで参る所存であります。